八五・二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品					A
八五・三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）					A
八五・三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器（第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）					A
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー					A
八五・三三	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）					A
八五三四・〇〇	印刷回路					A
八五・三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）					A
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子					A
八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第八五・一七項の交換機を除く。）					A
八五・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品					A
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯					A
八五・四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）					A
八五・四一	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子					A
八五・四二	集積回路					A
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）					A
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないかを問わない。）					A
八五四四・一一	巻線					
八五四四・一九	銅のもの					A
八五四四・二〇	その他のもの					A
八五四四・三〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体					A
八五四四・四九	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）					A
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が、一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）					A
八五四四・七〇	その他の電気導体（使用電圧が、一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）					A
八五・四五	光ファイバーケーブル					A
八五・四六	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）					A
八五・四七	接続子を取り付けてあるもの					A
八五・四八	その他のもの					A
	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分品（例えば、ねじを切ったソケットを専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内貼りしたものに限る。）					A
	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）					A

八六	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）					A
八七	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品					A
八八	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品					A
八九	船舶及び浮き構造物					A
九〇	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品					A
九一	第九一類					
九一・〇一	時計及びその部分品					A
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼った金属を使用したものに限る。）					A
九一・〇三	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）					A
九一・〇四	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）					A
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）					A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）					A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）					A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）					A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）					A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）					A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメント					A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品					A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品					A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品					A
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を貼った金属製のもの					A
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）					A
九一一三・九〇	その他のもの					A
九一・一四	革製又はコンポジションレザー製のもの					X
	その他のもの					X
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの					A
	その他のもの					A
	その他の時計の部分品					A
九二	第九二類					
	楽器並びにその部分品及び附属品					A
九三	第九三類					
九三・〇一	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品					A
九三〇二・〇〇	軍用の武器（拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）					A
九三・〇三	拳銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）					A
九三〇四・〇〇	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式拳銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用拳銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）					A
九三・〇五	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）					A
九三〇五・一〇	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品					A
	拳銃のもの					A